

# 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」等の一部改正について

令和 6 年 10 月 15 日  
日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

今般、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正により、インサイダー取引規制の適用除外となる累積投資における拠出金額の上限が 100 万円未満から 200 万円未満に引き上げられるとともに、持株会及び持投資口会における拠出金額の上限の引上げや会員の範囲の拡大等が行われた。

これを踏まえ、「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」及び「持株制度に関するガイドライン」等の一部改正を行うこととする。

## II. 改正の骨子

### 1. 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」等の一部改正

株式累積投資契約における 1 顧客の 1 銘柄に係る買付金額の上限を 200 万円に満たない額とする。

（「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」第 5 条、  
「株式累積投資口座約款」（参考モデル）第 3 条）

### 2. 「持株制度に関するガイドライン」等の一部改正

- (1) 拡大役員持株会の定義を追加するとともに、「拡大役員持株会に関する特則」に係る章を追加する。

（「持株制度に関するガイドライン」第 1 章 3. 定義、[改正後]第 5 章）

- (2) 1 回の拠出金の限度額の上限を 200 万円未満とする。

なお、特定取引所金融商品市場の上場株式を取得対象株式とする従業員持株会及び役員持株会（特定投資家のみで構成されているものを除く。）については、上限を 100 万円未満とする。

（「持株制度に関するガイドライン」第 2 章 6. 拠出金等、  
「持投資口制度に関するガイドライン」第 2 章 6. 拠出金等 等）

- (3) 拡大従業員持株会の取得対象株式を実施会社と密接な関係を有する会社の発行する株式とするとともに、実施会社が取得対象株式の発行会社の関連会社である場合には、密接な関係があるものと判断される旨を規定する。

(「持株制度に関するガイドライン」第3章 2. 取得対象株式)

- (4) 持投資口制度の会員の範囲に特定関係法人の子会社の役員及び従業員を追加する。

(「持投資口制度に関するガイドライン」第1章 3. 定義 等)

- (5) その他所要の改正を図る。

### Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和7年1月1日から施行する。

- ※ 本規則改正は、その内容が「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正に伴う形式的な改正に留まるものであることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則」の一部改正について

令和6年10月15日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株式累積投資</b></p> <p>(払込金額)</p> <p><b>第 5 条</b> 会員が顧客との間で取り交わす株式累積投資契約のうち、1 顧客の 1 銘柄に係る買付金額の上限は、<u>200 万円</u>に満たない額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株式累積投資</b></p> <p>(払込金額)</p> <p><b>第 5 条</b> 会員が顧客との間で取り交わす株式累積投資契約のうち、1 顧客の 1 銘柄に係る買付金額の上限は、<u>100 万円</u>に満たない額とする。</p>

「株式累積投資口座約款」(参考モデル)の一部改正について

令和6年10月15日

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>(金銭の払込み)</b> <b>第3条</b> 申込者は、株式の買付けにあてるため、毎月、1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭(以下「払込金」といいます。)をその口座に払込むものとしします。</p> <p><b>2</b> 払込金の額は、1万円以上 <u>200万円</u>未満の金額としします。</p> <p><b>3～5</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和7年1月1日から施行する。</p>	<p><b>(金銭の払込み)</b> <b>第3条</b> ( 同 左 )</p> <p><b>2</b> 払込金の額は、1万円以上 <u>100万円</u>未満の金額としします。</p> <p><b>3～5</b> ( 省 略 )</p>

「持株制度に関するガイドライン」の一部改正について

令和6年10月15日

(下線部分変更)

新	旧
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<p><b>3. 定義</b></p> <p>本ガイドラインにおける次の用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持株制度 次に掲げる組織において、金銭を拠出し会社の株式を取得する仕組みをいう。</li> <li>① ( 現行どおり )</li> <li>② 拡大従業員持株会 非上場会社の従業員が、当該非上場会社と密接な関係を有する<u>会社</u>の株式の取得を目的として運営する組織で、従業員持株会以外のものをいう。</li> <li>③ ( 現行どおり )</li> <li>④ <u>拡大役員持株会</u> <u>非上場会社の役員が、当該非上場会社と密接な関係を有する会社の株式の取得を目的として運営する組織で、役員持株会以外のものをいう。</u></li> <li>⑤ 取引先持株会 ( 現行どおり )</li> <li>・実施会社</li> <li>① ( 現行どおり )</li> <li>② 「拡大従業員持株会」においては、会員である従業員が所属する当該非上場会社をいい、「<u>拡大役員持株会</u>」においては、<u>会員である役員が所属する当該非上場会社をいう。</u></li> <li>・子会社～・奨励金 ( 現行どおり )</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>第2章 従業員持株会</b></p> <p>従業員持株会については、次の規定を適用するものとする。</p> <p><b>6. 拠出金等</b></p> <p>(1) 拠出金は、その拠出方法により、定時拠出金と臨時拠出金とに区分するも</p>	<p><b>3. 定義</b></p> <p>( 同 左 )</p> <p>( 同 左 )</p> <p>① ( 省 略 )</p> <p>② 拡大従業員持株会 非上場会社の従業員が、当該非上場会社と密接な関係を有する<u>上場会社</u>の株式の取得を目的として運営する組織で、従業員持株会以外のものをいう。</p> <p>③ ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p>④ 取引先持株会 ( 省 略 )</p> <p>・実施会社</p> <p>① ( 省 略 )</p> <p>② 「拡大従業員持株会」においては、会員である従業員が所属する当該非上場会社を<u>いう。</u></p> <p>・子会社～・奨励金 ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 従業員持株会</b></p> <p>( 同 左 )</p> <p><b>6. 拠出金等</b></p> <p>(1) ( 同 左 )</p>

新	旧
<p>のとする。</p> <p>①・②（現行どおり）</p> <p>③ 拠出金の限度額</p> <p>定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき <u>200万円未滿</u>とする。ただし、②イの場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>200万円未滿</u>とする。また、②ロの場合については、定時拠出金との合計額が <u>200万円未滿</u>とする。</p> <p><u>なお、特定取引所金融商品市場の上場株式を取得対象株式とする従業員持株会（特定投資家のみで構成されているものを除く。）については、上記の「200万円」は「100万円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2)（現行どおり）</p> <p><b>13. 配当金の取扱い</b></p> <p>配当金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて拠出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理するものとする。また、現物配当が行われる場合の取扱いを、規約に定めることができる。</p> <p><u>なお、配当金による株式の取得（配当金の再投資）に当たっては、「6. 拠出金等（1）③ 拠出金の限度額」に規定する限度額は適用されない。</u></p> <p><b>第3章 拡大従業員持株会に関する特則</b></p> <p>拡大従業員持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。</p> <p><b>2. 取得対象株式</b></p> <p>(1) 取得対象株式</p> <p>取得対象株式は、<u>実施会社と密接な関係を有する会社</u>の発行する株式で、会員が当該会社の財務状況、株価の変動等からみて財産形成に資するものとして選定したものに限るものとする。</p> <p><u>なお、密接な関係については、次に掲げる内容を踏まえ判断するものとする（下記(2)において同じ。）。</u></p>	<p>①・②（省 略）</p> <p>③ 拠出金の限度額</p> <p>定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき <u>100万円未滿</u>とする。ただし、②イの場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>100万円未滿</u>とする。また、②ロの場合については、定時拠出金との合計額が <u>100万円未滿</u>とする。</p> <p>(2)（省 略）</p> <p><b>13. 配当金の取扱い</b></p> <p>配当金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて拠出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理するものとする。また、現物配当が行われる場合の取扱いを、規約に定めることができる。</p> <p><b>第3章 拡大従業員持株会に関する特則</b></p> <p>（同 左）</p> <p><b>2. 取得対象株式</b></p> <p>(1) 取得対象株式</p> <p>取得対象株式は、<u>実施会社を子会社とする、又はこれに準じた関係を有する上場会社</u>の発行する株式で、会員が当該上場会社の財務状況、株価の変動等からみて財産形成に資するものとして選定したものに限るものとする。</p> <p><u>子会社に準じた関係の有無は、次に掲げる資本的関係、経常的な取引関係</u></p>

新	旧
<p>① <u>実施会社が取得対象株式の発行会社の関連会社（会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）である場合には、密接な関係があるものと判断される。</u></p> <p>② <u>上記のほか、実施会社の売上・仕入のいずれかに占める取得対象株式の発行会社のシェアが、直近3事業年度において、継続して50%以上である場合には原則として密接な関係があるものと判断される。ただし、この場合においては、経常的な取引関係及び人的関係等、取得対象株式の発行会社の役員が実施会社の役員を兼務しているかどうか、実施会社の設立の沿革、実施会社の事業内容、取得対象株式の発行会社の事業内容との関係、社員の交流関係等を考慮して密接な関係の有無を判断するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p>(2) 外国株式  <u>実施会社と密接な関係を有する海外の会社の株式を取得対象株式とする場合には、当該株式が日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」第7条第1項第1号に掲げるものであることとする。</u></p> <p><b>第4章 役員持株会に関する特則</b></p> <p>役員持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。</p> <p><b>5. 臨時拠出金</b>  臨時拠出金は、規約の定めにより、次</p>	<p>及び人的関係等を勘案して判断するものとする（下記(2)において同じ。）。</p> <p>① <u>資本的關係とは、取得対象株式の発行会社が実施会社の株式を所有している関係をいう。ただし、原則として、取得対象株式の発行会社が実施会社の総株主の議決権の25%以上を直接所有していれば、子会社に準じた関係があるものと判断される。</u></p> <p>② <u>取引関係とは、実施会社と取得対象株式の発行会社との間における売上・仕入の関係をいう。ただし、原則として、実施会社の売上・仕入のいずれかに占める取得対象株式の発行会社のシェアが、直近3事業年度において、継続して50%以上であれば、子会社に準じた関係があるものと判断される。</u></p> <p>③ <u>①及び②に掲げるもののほか、取得対象株式の発行会社の役員が実施会社の役員を兼務しているかどうか、実施会社の設立の沿革、実施会社の事業内容、取得対象株式の発行会社の事業内容との関係、社員の交流関係等を考慮するものとする。</u></p> <p>(2) 外国株式  <u>実施会社を子会社とし、又はこれに準じた関係を有する海外の会社の株式を取得対象株式とする場合には、当該株式が日本証券業協会の「外国証券の取引に関する規則」第7条第1項第1号に掲げるものであることとする。</u></p> <p><b>第4章 役員持株会に関する特則</b></p> <p style="text-align: center;">（ 同 左 ）</p> <p><b>5. 臨時拠出金</b>  臨時拠出金は、規約の定めにより、次</p>

新	旧
<p>の場合に限り拋出ができるものとする。ただし、①の場合については、1 売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>200 万円未満とする。</u></p> <p><u>なお、特定取引所金融商品市場の上場株式を取得対象株式とする役員持株会（特定投資家のみで構成されているものを除く。）については、上記の「200 万円」は「100 万円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>①～④ （ 現行どおり ）</p> <p><b>6. 拋出金額の変更</b></p> <p>定時拋出金額の変更は、規約の定めにより、年 1 回一定の期間を設けて、受け付けることができるものとする。ただし、上場株式及び金融商品取引法第 67 条の 18 <u>第 4 号</u>に定める取扱有価証券を取得対象株式とする役員持株会における定時拋出金額の変更については、次のとおりとする。</p> <p>①～③ （ 現行どおり ）</p> <p><b>第 5 章 拡大役員持株会に関する特則</b></p> <p><u>拡大役員持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。</u></p> <p><b>1. 設立</b></p> <p>(1) <u>設立</u></p> <p><u>実施会社は非上場会社に限るものとし、拡大従業員持株会とは別組織として設立するものとする。</u></p> <p><u>なお、実施会社が株式を上場した場合には、拡大役員持株会は速やかに解散手続きに入るものとする。</u></p> <p>(2) <u>複数の銘柄</u></p> <p><u>2 以上の銘柄の株式を取得対象株式とする場合には、当該銘柄ごとにそれぞれ拡大役員持株会を組織するものとし、一の持株会で複数の銘柄の株式を取得することは認められないものとする。</u></p> <p><b>2. 取得対象株式</b></p> <p><u>拡大役員持株会の取得対象株式については、第 3 章 拡大従業員持株会に関する特則 2. 取得対象株式の規定を準用する</u></p>	<p>の場合に限り拋出ができるものとする。ただし、①の場合については、1 売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>100 万円未満とする。</u></p> <p>①～④ （ 省 略 ）</p> <p><b>6. 拋出金額の変更</b></p> <p>定時拋出金額の変更は、規約の定めにより、年 1 回一定の期間を設けて、受け付けることができるものとする。ただし、上場株式及び金融商品取引法第 67 条の 18 <u>第 4 項</u>に定める取扱有価証券を取得対象株式とする役員持株会における定時拋出金額の変更については、次のとおりとする。</p> <p>①～③ （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>



新	旧
<p><u>ものとする。</u></p> <p><b>3. 会員の範囲</b>  <u>拡大役員持株会の会員は、実施会社の役員とする。</u></p> <p><b>4. グループ役員持株会</b>  <u>同一銘柄の株式を取得対象株式とする拡大役員持株会を設立することができる2以上の会社の役員は、共同して一の拡大役員持株会（「グループ役員持株会」という。）を設立することができるものとする。</u></p> <p><b>5. 役員持株会の規定の準用</b>  <u>拡大役員持株会については、第4章 役員持株会に関する特則 4. 入会、5. 臨時拠出金、6. 拠出金額の変更、7. 奨励金等の禁止、8. 実質持分の報告の規定をそれぞれ準用するものとする。</u></p> <p><b>第6章 取引先持株会に関する特則</b>  取引先持株会については、次の事項を特則として定めるほかは、従業員持株会に関する規定を準用するものとする。</p> <p><b>5. 拠出金等</b>  (1)・(2) ( 現行どおり )  (3) 拠出金の限度額  定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき <u>200 万円未滿</u>とする。ただし、(2)イの場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>200 万円未滿</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和7年1月1日から施行する。</p>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p><b>第5章 取引先持株会に関する特則</b>  ( 同 左 )</p> <p><b>5. 拠出金等</b>  (1)・(2) ( 省 略 )  (3) 拠出金の限度額  定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき <u>100 万円未滿</u>とする。ただし、(2)イの場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>100 万円未滿</u>とする。</p>

「持投資口制度に関するガイドライン」の一部改正について

令和6年10月15日

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第1章 総則</b></p>	<p><b>第1章 総則</b></p>
<p><b>3. 定義</b></p> <p>本ガイドラインにおける次の用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持投資口制度</li> </ul> <p>次に掲げる組織において、金銭を拠出し投資法人の投資口を取得する仕組みをいう。</p> <p>① 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会</p> <p>資産運用会社又は特定関係法人の従業員（<u>特定関係法人の子会社の従業員を含む。</u>）が、投資法人の投資口の取得を目的として運営する組織をいう。</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ 資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会</p> <p>投資法人の資産運用会社又は特定関係法人の役員（<u>特定関係法人の子会社の役員を含む。</u>）が、当該投資法人の投資口の取得を目的として運営する組織をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資法人～・特定関係法人 （現行どおり）</li> <li>・子会社 <u>会社法第2条第3号に規定する子会社に該当する会社をいう。</u></li> <li>・役員</li> </ul> <p>投資法人にあつては執行役員又は監督役員をいい、資産運用会社及び特定関係法人（<u>特定関係法人の子会社を含む。</u>）にあつては取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得対象投資口～・拠出金</li> </ul>	<p><b>3. 定義</b></p> <p>（同 左）</p> <p>（同 左）</p> <p>① 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会</p> <p>資産運用会社又は特定関係法人の従業員が、投資法人の投資口の取得を目的として運営する組織をいう。</p> <p>② （省略）</p> <p>③ 資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会</p> <p>投資法人の資産運用会社又は特定関係法人の役員が、当該投資法人の投資口の取得を目的として運営する組織をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資法人～・特定関係法人 （省略）</li> <li>・子会社等 <u>ある会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社（定義府令第6条第3項各号に掲げる当該他の会社をいう。）をいう。</u></li> <li>・役員</li> </ul> <p>投資法人にあつては執行役員又は監督役員をいい、資産運用会社及び特定関係法人にあつては取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得対象投資口～・拠出金</li> </ul>

新	旧
( 現行どおり )	( 省 略 )
<b>第2章 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会</b>	<b>第2章 資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会</b>
<p>資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会については、次の規定を適用するものとする。</p> <p><b>1. 目的</b></p> <p>資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会は、<u>資産運用会社の従業員、当該資産運用会社の特定関係法人の従業員及び当該特定関係法人の子会社の従業員</u>による取得対象投資口の取得、保有の促進により、当該従業員の福利厚生を増進及び当該従業員と投資主との利害の一致による中長期的な投資主価値の向上に資することを目的とする。</p> <p><b>4. 会員の範囲</b></p> <p>会員の範囲については、下記①又は②の取得対象投資口の区分に応じたものとする。</p> <p>また、当該区分に応じ会員の範囲に含まれる場合には、複数の資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会へ入会でき、加えて、資産運用会社、特定関係法人又はそれらの子会社の従業員持株会又は拡大従業員持株会の会員であっても、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会へ入会できるものとする。</p> <p>① 取得対象投資口が上場している場合  <u>資産運用会社の従業員、当該資産運用会社の特定関係法人の従業員及び当該特定関係法人の子会社の従業員</u>に限るものとする。</p> <p>② ( 現行どおり )</p> <p><b>6. 拠出金等</b></p> <p>(1) 拠出金は、その拠出方法により、定時拠出金と臨時拠出金とに区分するものとする。</p> <p>①～③ ( 現行どおり )</p> <p>④ 拠出金の限度額  定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき <u>200</u></p>	<p style="text-align: center;">( 同 左 )</p> <p><b>1. 目的</b></p> <p>資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会は、<u>資産運用会社及び当該資産運用会社の特定関係法人の従業員</u>による取得対象投資口の取得、保有の促進により、当該従業員の福利厚生を増進及び当該従業員と投資主との利害の一致による中長期的な投資主価値の向上に資することを目的とする。</p> <p><b>4. 会員の範囲</b></p> <p>会員の範囲については、下記①又は②の取得対象投資口の区分に応じたものとする。</p> <p>また、当該区分に応じ会員の範囲に含まれる場合には、複数の資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会へ入会でき、加えて、資産運用会社、特定関係法人又はそれらの子会社等の従業員持株会又は拡大従業員持株会の会員であっても、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会へ入会できるものとする。</p> <p>① 取得対象投資口が上場している場合  資産運用会社及び当該資産運用会社の特定関係法人の従業員に限るものとする。</p> <p>② ( 省 略 )</p> <p><b>6. 拠出金等</b></p> <p>(1) ( 同 左 )</p> <p>①～③ ( 省 略 )</p> <p>④ 拠出金の限度額  定時拠出金及び臨時拠出金の限度額は、それぞれ1会員1回につき <u>100万</u></p>

新	旧
<p>万円未満とする。ただし、②イの場合については、1 売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>200 万円</u>未満とする。また、②ロの場合については、定時拠出金との合計額が <u>200 万円</u>未満とする。</p> <p>(2) ( 現行どおり )</p> <p><b>9. 事務委託料</b>            会員が属する資産運用会社及び特定関係法人（特定関係法人の子会社を含む。）は、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会が支払うべき事務委託料を負担することができるものとする。</p> <p><b>12. 分配金の取扱い</b>            分配金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて拠出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理するものとする。また、現物分配が行われる場合の取扱いを、規約に定めることができる。</p> <p>なお、<u>分配金による投資口の取得（分配金の再投資）</u>に当たっては、「<u>6. 拠出金等 (1) ④ 拠出金の限度額</u>」に規定する限度額は適用されない。</p> <p><b>第 3 章 役員持投資口会及び資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会に関する特則</b></p> <p>役員持投資口会及び資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会（以下「役員持投資口会等」という。）については、次の事項を特則として定めるほかは、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会に関する規定を準用するものとする。</p> <p><b>1. 目的</b>            役員持投資口会等は、投資法人の役員、資産運用会社の役員、当該資産運用会社の特定関係法人の役員及び当該特定関係法人の子会社の役員による取得対象投資口の取得を容易ならしめ、かつ、当該役員と投資主との利害の一致による中長期的な投資主価値の向上に資することを目的とする。</p>	<p>円未満とする。ただし、②イの場合については、1 売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>100 万円</u>未満とする。また、②ロの場合については、定時拠出金との合計額が <u>100 万円</u>未満とする。</p> <p>(2) ( 省 略 )</p> <p><b>9. 事務委託料</b>            会員が属する資産運用会社及び特定関係法人は、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会が支払うべき事務委託料を負担することができるものとする。</p> <p><b>12. 分配金の取扱い</b>            分配金は、これを受領する権利が確定する日における会員の持分に応じて拠出されるものとし、理事長が一括して受領し、管理するものとする。また、現物分配が行われる場合の取扱いを、規約に定めることができる。</p> <p><b>第 3 章 役員持投資口会及び資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会に関する特則</b></p> <p>( 同 左 )</p> <p><b>1. 目的</b>            役員持投資口会等は、投資法人及び資産運用会社並びに特定関係法人の役員による取得対象投資口の取得を容易ならしめ、かつ、当該役員と投資主との利害の一致による中長期的な投資主価値の向上に資することを目的とする。</p>

新	旧
<p><b>3. 会員の範囲</b>            会員の範囲については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 役員持投資口会            ( 現行どおり )</p> <p>(2) 資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会</p> <p>① 取得対象投資口が上場している場合  <u>資産運用会社の役員、当該資産運用会社の特定関係法人の役員及び当該特定関係法人の子会社の役員</u>に限るものとする。</p> <p>② ( 現行どおり )</p> <p><b>5. 臨時拠出金</b></p> <p>(1) 臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に限り拠出ができるものとする。ただし、①の場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>200万円未満</u>とする。</p> <p>①～③ ( 現行どおり )</p> <p>(2) ( 現行どおり )</p> <p><b>7. 奨励金等の禁止</b>            投資法人、資産運用会社又は特定関係法人（<u>特定関係法人の子会社を含む。</u>）は、会員に対して奨励金及び事務委託料の経済的援助を与えてはならないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和7年1月1日から施行する。</p>	<p><b>3. 会員の範囲</b>            ( 同 左 )</p> <p>(1) 役員持投資口会            ( 省 略 )</p> <p>(2) 資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会</p> <p>① 取得対象投資口が上場している場合  <u>資産運用会社及び当該資産運用会社の特定関係法人の役員</u>に限るものとする。</p> <p>② ( 省 略 )</p> <p><b>5. 臨時拠出金</b></p> <p>(1) 臨時拠出金は、規約の定めにより、次の場合に限り拠出ができるものとする。ただし、①の場合については、1売買単位の買付けに要する金額を限度額とし、<u>100万円未満</u>とする。</p> <p>①～③ ( 省 略 )</p> <p>(2) ( 省 略 )</p> <p><b>7. 奨励金等の禁止</b>            投資法人、資産運用会社又は特定関係法人は、会員に対して奨励金及び事務委託料の経済的援助を与えてはならないものとする。</p>